

初回のご相談

無料

全ての人が笑顔で暮らせる
社会の実現を目指して
～労働・社会保険と福祉の架橋になりたい～

障がい者雇用

障がい者雇用をする時には、**労働・福祉の両面から支援**が必要です。
しかし、『使用者は福祉知識に乏しく、福祉支援者は労働・社会保険に乏しい』という側面があり、連携を困難としています。
社会保険労務士・社会福祉士として、労働・社会保険と福祉の両面から支援致します。

社会保険労務士として

- ・使える助成金はないか
- ・どんな基準で採用すれば良いか
- ・労働契約はどうすれば良いか
- ・賃金はどうすべきか
- ・障害者雇用納付金制度について
- ・雇用の継続、休職の扱いは……

社会福祉士として

- ・障がい特性について
- ・就業上、配慮すべきことはあるか
- ・仕事の創り出し方
- ・主治医・支援者との連携
- ・コミュニケーションの取り方
- ・社内での理解を得るためには……

障害年金

障害年金の手続きは、長ければ1年半から2年にも渡る手続きになることもあります。その期間は、就労はもちろんのこと、日々の生活にも苦慮している方も多く、年金の受給権が認められるまでには、精神的に辛いことも多いでしょう。

近年、社労士業界では、障害年金業務はブームとなっており、多くの社労士が取り扱っておりますが、書面の提出代行のみの場合も多いのが現状です。当事務所では、**社会福祉士として、福祉相談にも対応**しております。社会保険・福祉の双方より支援し、精神的負担となっている問題の解決に取り組みます。

様々な要因により、就労が困難となれば、生活も困窮してしまいます。当事務所では、障害年金をもらえるかどうかではなく、どうすれば問題が解決するのかという視点で支援致します。

福祉施設を対象とした労務管理

福祉現場の分かる社労士として、手続き業務以外の各種相談にも対応します。

- ・労働・社会保険手続き
- ・給与計算
- ・就業規則の作成
- ・職員待遇の相談(労働契約・賃金・休職など)
- ・職員の採用についての相談
- ・助成金の活用方法
- ・資格取得支援(勉強方法など)

福祉施設で多い労働基準法違反の例

- ・時間外労働の時間数に上限を設けて、それ以上は認めていなかった。
- ・労働基準法の管理監督者の範囲を拡大解釈している。
- ・ホームヘルパーが利用者からの突然のキャンセルがあったために働けなくなった時に、休業手当の支払いをしていない。
- ・ヘルパーの移動時間を労働時間としてカウントしていない。
- ・強制参加の研修(事実上も含む)であっても、労働時間としていない。
- ・就業規則の作成及び周知がされていない。

成年後見制度

社会福祉士として、ばあとなあ静岡に所属し、成年後見人等の受任を行っています。

- ・成年後見人等受任、申請サポート
- ・成年後見制度の説明(法定後見・任意後見)
- ・老後相談(年金・介護サービス・高齢者向け住宅など)



お問い合わせはこちら: ☎054-663-4539

FAX (054)333-5559 MAIL normalization@office.tnc.ne.jp

社会保険労務士 オフィス・テンポイント

代表 梅田 貴彦

〒421-1121 静岡県藤枝市岡部町岡部1660-31